

安楽寺寺報

聞光

第83号
降誕会号
2017/5/21

発行所
〒737-0054
呉市上山田町2-28
安楽寺
TEL0823-21-7561

日本国憲法

信楽晃仁

今年の五月三日は日本国憲法の七十歳の誕生日でした。昭和二十二年に施行され七十年頑張ってきました。しかし近年その憲法を変えようという動きが出ています。非戦平和を誓った世界に誇るべき日本国憲法が変えられると言うことに、前任職も生前「念仏者九条の会」を組織して反対し、また多くの人が反対を表明しています。

その反対者の一人に、松本ヒロさんというコメディアンがいます。国や政治のおかしな所を、おもしろおかしくトークと笑いで指摘し、新たな視点を与えてくれます。その中に自分が日本国憲法になりきって護憲を語る一人芝居があります。この一人芝居が「憲法く



こんにちは、憲法くんです！
井上ひさし、立川談次、水戸黄門が出演した演劇の話題のひとり芝居が絵本。

憲法は私たちが政治をしるもの、そんな違いがあるのです。憲法は国の力を制限するための国民から国への命令書です。強くて大き

ん」という絵本になって出版されました。憲法論議と言えは難しく考えてしまいがちですが、この本はそんな意識をもたせずに、憲法の基本、あるべき姿を教えてくださいに思っています。折角の七十周年という記念すべき年です。また前任職も大切にされた日本国憲法ですので、今回は少し日本国憲法にふれてみたいと思います。絵本の現物はお寺にありますので、是非お参りの時にもめくって見て下さい。

絵本には最初憲法の説明があります。憲法といえは法律と同じようなものだと思います。法律といのは自分たちが自分たちを規制するもの。そして

憲法は私たちが政治をしるもの、そんな違いがあるのです。憲法は国の力を制限するための国民から国への命令書です。強くて大き

まず主権というのは、なんでしょう。それは一番大切にされるものです。

- ① 国民主権
- ② 基本的人権の尊重
- ③ 平和主義

これを基本にして日本国憲法は始まるのです。



一枚の写真

伝灯奉告法要の後、香具の勝寛寺さんにお参りしました。ここは有名な妙好人の讃岐の庄松同行が通われたお寺で、そこに建てられていた庄松さんの像が今回の写真です。この庄松同行の話はたくさん残っていますが、何と言っても友達が「あんたが死んだら立派な墓を建ててやるから心配するな」と言う言葉に、「おらあ墓の下にはおらんぞ」と言ったと言います。そうです。浄土真宗では往生したものは墓の下にはいません。帰ってくるのです。とすれば今、墓のことより先ず帰ってくる方法を聞いた方が得策です。

安楽寺マンガ通信

その34 信楽めくみ作

ゴールデンウィークに私の実家へ大学の友達と遊びに来てくれました。

一緒に広島観光を楽しみました。



その中で印象的だったのが原爆資料館での親子の会話でした。小学生の息子さんが資料館に資料を読み、わからないところを父さんに聞いていました。

核は使ったら駄目なのに北朝鮮は核実験をしているの？

核禁止条約に反対なの？



息子の質問に対し、全部を20回も聞いていました。息子が驚いて感心と同時に自分の知識の豊富さに感動しました。将来子供ができた時に、疑問に答えてあげたい日々勉強をいっしょにやろうと決まっています。

そしてまた原爆資料館に行きました。やはり原爆は繰り返してはならないことだと再確認しました。



伝灯奉告法要団体参拝

4月26日～28日で、伝灯奉告法要にお参りしてきました。安芸南組(呉のお寺)からは地域を分けて、3団体を組み、私たちは2番目の団体でバス3台に分乗して京都本願寺、大谷本願寺、四国の讃岐庄松さんのお寺に参拝してまいりました。安楽寺からは6名が参加し、ご門主の代替わり法要にお参りしたことです。当日はあいにくの雨でしたが、全国各地からお参りされたお同行の皆さんで、満堂になっており、いっしょにお祝いのお勤めをしたことです。今回ご都合のつかなかった皆様も、また是非一緒にできればと思います。



平成29年4月26～28日 専如門立伝灯奉告法要 安芸南組参拝団 大谷本願にて

夏の集いご案内

去年は園舎建て替えのためお休みさせていただきましたが、今年下記通り開催いたします。是非ご参加下さい。今回は、二胡・バイオリン奏者竹内ふみさんとギター奏者佐々木行さんのセッションで素晴らしい演奏を聴かせていただきます。その後は例年通りビアガーデンを開催いたします。是非ご参加下さい。

日時：8月4日(金) 午後5時から
会場：安楽寺・ひかり幼稚園
会費：2000円



編集後記
去年は大変不自由をおかけいたしました。が、三月末にやっと新園舎が完成いたしました。お参りした皆様、本堂からバリイフレでも行けるようになりました。是非お参り下さい。六月はご案内通り永代経法要もお勤めしますが、毎月ご法座をお勤めしていただきます。お勤めは抜苦与樂の教えと苦を抜き樂を与えるのです。私たちが日々求めて下ります。是非ご参加合掌 区

「また二種あり。一つには道ありと信ず、二つには得者を信ず。この信心、ただ道ありと信じてすべて得道の人ありと信ぜず。これを名づけて信不具足となす。」と示す文に注目されています。これは、ただ仏道を信じるのみではまことの信心は成立しない。仏道を信じてとともに、その仏道を歩んで人になること、その仏道を歩んで人と教えたものであります。浄土に向かつて生きた、また生き

お念佛のしずく

「よき師に出遇う」



信心をうるについて、ことに大切なことは、よき師に出遇うこととあります。信心とは、今までの旧き生きざまをすてて、新しい生きざまを確立してゆくということですが、そのことは、たんに教えを知識として学ぶことによつて生まれるものではありません。何よりも生きた人格にふれ、その生命に深く感応することによつてこそ、よく成り立ってゆくものであります。親鸞聖人は『涅槃経』が信心を明かすについて、

「また二種あり。一つには道ありと信ず、二つには得者を信ず。この信心、ただ道ありと信じてすべて得道の人ありと信ぜず。これを名づけて信不具足となす。」

つある、まことの念仏者に出遇い、その人格、生命にふれることこそ求道の肝要であります。それは親鸞聖人が、長い混迷のすえに、法然上人出遇うことによつて、はじめに本願の仏道に開眼されたことにもうかがわれるところでありま

す。まことに人に出遇うことによつてこそ、よく仏に出遇うことができ

るのです。よき師に出遇ったという実感なくして、どうして仏に出遇うことができるでありましようか。

かつて七里恒順師が、聞法におけるよき人との出遇いを語って、

「どの道をやく」

善しの中の仏教語

「親玉」

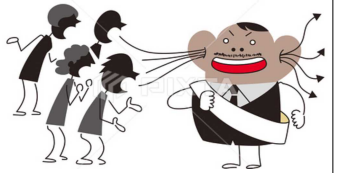
「あれが一味の親玉だ」などと、頭立った人、頭領、中心人物をこう言います。あまり品のいい言葉ではありませんが、実は数珠の中心になる大玉を親玉と呼んだことからおこつたものなんです。

『南総里見八犬伝』で役行者が、伏姫に授けた数珠には親玉が八つあり、それがバラバラに飛び散って八犬士、すなわち物語の主人公になったというのもその例です。

親玉と言う時は、あまりいい方には使いませんが、現実にはそこそこ親玉と呼ばれる人がたくさんいます。それ程悪がはびこっているのでしょうか。上の前住職の言葉には「よき師に出遇う」とあります。人に会えと言いますが、親玉ではなく、仏法の師に会いたいものです。ならばどこに近づけばいいのでしょうか。「朱に交われば赤くなる」ですので、私たちは仏法に交わりたいものです。

安楽寺法要案内	
六月	<p>永代経法要</p> <p>日時 6月10(土)・11日(日) 朝席10:00～ 昼席13:00～</p> <p>講師 大崎上島 浄泉寺 加藤 一英 先生</p> <p>講題 信心～ただこのことひとつ～</p>
七月	<p>安居会</p> <p>日時 7月15日(土) 朝席10:00～ 昼席13:00～</p> <p>講師 豊田 登照寺 服部 法紹 先生</p> <p>講題 浄土真宗の生き方</p>
八月	<p>歡喜会</p> <p>日時 8月13日(日)・14日(月) 両日とも10:00～11:00</p> <p>講師 住職自勤 講題 先祖を訪ねる</p>
九月	<p>彼岸会</p> <p>日時 9月16(土) 朝席10:00～ 昼席13:00～</p> <p>講師 東京 法善寺 山崎 龍明 先生</p> <p>講題 まことの信心</p>

と云うのが本音でしょう。今ある問題のどれをみても、そうとしか思えません。森友問題、加計問題。知らぬ存ぜぬ。文書が出て怪文書扱い。自分たちの情報が出さず、到底普通では考えられないことが国会議員ならまかり通るのです。これこそやりたい放題で、国民の声など聞こうとはしていません。その上国民に対してはマイナンバーや、共謀罪で管理把握し、コントロールしようとするわけですから、非戦平和の願いも安保法案や九条を変えろという事で、踏みにじられようとしています。権力を持つ者にとつてはこの憲法は邪魔になるんです。戦前天皇主権と言いつつ天皇の言うことを聞いたように戦後国民の言うことを聞くかと言えば、全く聞く耳は持ちません。基本的人権の尊重と言いつつ、人権を無視した法案を次々出します。そして九条も変えて戦争ができる国にしたというわけです。確かに周りの国の暴挙が心配ですが、にしてもしつかりと論議をし、国民の意見を聞くべきです。憲法学者が憲法違反と言つても聞く耳を持たないのですから、だれの言



うことを聞くのでしょうか。前文にある憲法の三つの基本とは真反対を向き、憲法の理念を踏みこじっているのが今の国の姿ではないでしょうか。

今回この松本ヒロさんの話を聞いて、ふと日本国憲法の理念は仏教の教えだと思いました。国民主権というのは私たちの自立であり自由です。何ものにも支配されず自由に生きるられることです。それは四十八願の第五願から第十願に示されます。(安楽寺生活聖典の四十八願文を見て下さい)その願文は六神通と言ひ、見たいものを見、聞きたいものを聞き、知りたいことと知り、行きたいところへ行き、まことの自由な生き方を願われています。基本的人権の尊重は、第三願、第四願です。悉皆金色の願、無有好醜の願には人を色や形、国や思想、何かの条件によつて差別されることなく一人一人全ての人が光り輝き尊重される世界、それが仏の世界です。そして平和主義は、第一願、第二願の無三悪趣、不更悪趣の願です。四十八願の一番最



初に二願続けてこの三悪趣という地獄の問題にされます。人間の身に集く無知とエゴによる地獄の創出、これが諸悪の根源です。そしてそれが私たちの現実です。地獄絵図は、命を命と思わない鬼がこの世に跋扈し、地獄はここにあることをあらわしています。そんな地獄のない世界を願われる仏の願いこそ、言葉を変えれば平和主義ではないでしょうか。

煩惱具足の凡夫は気をつけないと煩惱を主とし同じことを何度も繰り返して、地獄を作り続けるのです。だからこそ私たちは常に仏さまの教えに立ち返りながら生きるしかありません。そのことを学んだ七十周年でした。

日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果とわが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。